

栗原市公民館条例等の一部改正に伴うお知らせ(令和6年4月1日施行)

花山石楠花センターは、現在、1階が花山公民館と花山コミュニティセンター、2階は花山保健センターとして利用されてきましたが、栗原市公民館条例等の一部改正に伴い令和6年4月1日から「花山公民館」として一元管理を行うことになりました。

運用の変更により下表のとおり改定となりますのでお知らせいたします。また、施設利用の際は利用日の60日前から7日前までに施設利用申請書の提出が必要となります。

◇改正の主な内容…公民館条例に各室の利用料金の規定を追加するもの

…花山保健センター及び花山コミュニティセンターを廃止するもの

花山公民館 利用料金新旧対照表

階	(旧) 区分	(新) 区分	(旧) 利用料金 (円/h)	(新) 利用料金 (円/h)
1 階	加工実習室	加工実習室	110円	110円
	創作活動室	研修室3	110円	110円
	文化活動室	和室3	110円	110円
	市民ホール	ホール	310円	310円
2 階	集団指導室	研修室1	無料	310円
	相談記録保存室	研修室2	貸出なし	110円
	栄養指導室	調理室	無料	110円
	健康指導室(西側)	和室1	無料	110円
	健康指導室(東側)	和室2	無料	110円

問い合わせ先：一迫・花山教育センター（一迫総合支所内）Tel 52-2115 Fax 52-2361